

五所川原市地域おこし協力隊募集業務公募型プロポーザル実施要領

五所川原市地域おこし協力隊募集業務の内容並びに同業務に係る公募型プロポーザルの各種手続、要件及び審査等の内容については、次のとおりとする。

1 趣旨

本要領は、「五所川原市地域おこし協力隊募集業務」に係る委託の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等の必要な事項を定める。

2 業務の概要

(1) 業務名

五所川原市地域おこし協力隊募集業務

(2) 業務内容

別紙1「五所川原市地域おこし協力隊募集業務仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

(4) 委託料の上限額

4, 479, 000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とする。

3 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる要件をいずれも満たしている者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 公告の日において、五所川原市から指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者ではないこと。
- (4) 国税、地方税（本店所在地の県税・市町村税）を滞納していないものであること。
- (5) 次のアからエまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

(6) 直近5年間において、本業務と同種又は類似の業務を行った実績を有すること。

4 スケジュール

	内容	期間
(1)	公募開始	令和7年9月16日(火)
(2)	質疑受付締切	令和7年9月26日(金) 正午まで
(3)	質疑に対する回答	令和7年9月29日(月)
(4)	参加申請受付締切	令和7年10月1日(水) 午後5時15分まで
(5)	参加資格審査結果の通知	参加申請書受理後、審査後に随時通知
(6)	企画提案書等の提出締切	令和7年10月1日(水) 午後5時15分まで
(7)	ヒアリング・プレゼンテーション審査	令和7年10月9日(木) 午後
(8)	審査結果の通知	令和7年10月中旬

5 質疑・応答

参加申請書及び企画提案書の作成について質問がある場合においては、次のとおり質問書により提出すること。なお、電話又は口頭による質問は受け付けない。

(1) 質問書 様式第1号

(2) 提出期限 令和7年9月26日(金) 正午まで(必着)

(3) 提出先 下記15と同じ。

(4) 提出方法 電子メールにより提出すること。

(5) 回答日 令和7年9月29日(月)

(6) 回答方法 回答日において質問者及び参加申請書を提出している者全てに対し、電子メールにより回答するものとする。また、五所川原市ホームページ上に当該回答内容を公表する。

6 参加申請手続き

(1) 参加申請書の提出

参加希望者は、次のとおり参加申請書及び資料(以下「参加申請書等」という。)を提出すること。なお、期限までに参加申請書等を提出しない者は、当該プロポーザルへの参加資格を失う。

ア 提出書類

①参加申請書(様式第2号)	原本1部
②会社概要(様式第3号)	原本1部
③業務実績(様式第4号)	原本1部
④業務実績を証明することのできる書類(契約書の写し等)	原本1部
⑤企画提案書(任意様式)	原本1部、副本6部

(CD-R、DVD-R いずれかによる電子データも併せて提出すること。)

- | | |
|--|-----------|
| ⑥見積書及び見積内訳書（任意様式） | 原本1部、副本6部 |
| ⑦履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本） | 原本1部 |
| ⑧財務諸表 | 原本1部 |
| ⑨直近年度の国税（法人税又は所得税及び消費税）、県税・市町村税の納税証明書
（滞納がないことが証明できるもの） | 原本1部 |

※⑦から⑨までの提出書類については、本市の物品等競争入札参加資格者名簿に登録されているものは提出を省略することができる。

イ 提出期限 令和7年10月1日（水）午後5時15分まで（必着）

ウ 提出先 下記15と同じ。

エ 提出方法 持参又は郵送とする。なお、郵送の場合は、配達されたことが証明できる方法によること。

（2）参加資格の確認等

上記3に定める参加資格要件に該当するか確認を行い、随時、参加資格要件確認結果通知書を電子メールにより通知する。

7 企画提案書作成方法

企画提案書等は、次に定めるところにより作成するものとする。

（1）共通事項

- ア 原本には社名を記載し、副本には社名や社名のわかるロゴ等を一切記載しないこと。
- イ 提案者がヒアリング・プレゼンテーション審査に使用できる資料は企画提案書（任意様式）のみとし、見積書及び見積内訳書は、審査員が質疑を行う場合のみ用いることとし、質疑への応答を除いて提案者から審査員に参照を求めることは認めない。
- ウ 用紙サイズA4判で作成すること。ただし、必要がある場合はA3判折り込みを可とする。

（2）企画提案書（任意様式）

企画提案書には、次の事項について記載すること。

- ア 片面印刷15ページ以内（表紙を除く。）とすること。
- イ 文字は10.5ポイント以上とし、フォントは任意とする。
- ウ 印刷の色はカラー、白黒問わない。
- エ 下段にページ番号を付すこと。
- オ 仕様書の業務内容及び別紙2「五所川原市地域おこし協力隊募集業務公募型プロポーザル評価基準（以下「評価基準」という。）」の各評価項目に沿った内容とすること。
- カ 仕様書及び評価基準に示されていない内容で、その他の提案があれば記載すること。

（3）見積書及び見積内訳書（任意様式）

- ア 地域おこし協力隊募集に係る経費とおためし地域おこし協力隊実施に係る経費に分けて記載すること。

イ 具体的な項目及び内訳を記載すること。

ウ 各項目の単価等、積算根拠となるものを記載すること。

(4) その他

ア 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

イ 市は、プロポーザル方式の手續及びこれに係る事務処理において必要があるときは提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。

8 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

(1) 参加資格要件を満たしていない場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

(4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

9 公募型プロポーザル参加辞退について

参加申請書等の提出後に本プロポーザルへの参加を辞退するときは、速やかに参加辞退届を提出すること。

(1) 参加辞退届 様式第5号

(2) 提出先 下記15と同じ。

(3) 提出方法 持参又は郵送とする。なお、郵送の場合は、配達されたことが証明できる方法によること。

10 審査方法及び審査基準

(1) 審査委員会の設置

企画提案の審査、評価及び特定を行うため、五所川原市地域おこし協力隊募集業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(2) ヒアリング・プレゼンテーションの実施

審査委員会において、提案内容をより理解するため、企画提案書に係るヒアリング・プレゼンテーション（以下「ヒアリング等」という。）を次のとおり行う。なお、企画提案者が5者以上の場合は、企画提案書の書類審査を事前に行い、審査委員会において選定された者についてのみヒアリング等を行う。

ア 実施方法

① 1者ずつの呼び込み方式とし、1者の持ち時間は説明20分以内、質疑応答10分程度とする。

② 企画提案追加資料の配付は禁止するが、提出された企画提案書と同一の図案や写真を用いた説明用パネル等の使用は可能とする。

③ ヒアリング等で使用する資料には、提案者が推測されることがないように配慮すること。

④ ヒアリング等の説明者は、補助者を含めて2名までとする。

⑤欠席をした場合は、企画提案書の審査、評価及び特定から除外する。

イ 実施日時及び場所

日 時 令和7年10月9日（木）午後

時間及び場所 参加資格要件確認結果通知書により通知する。

(3) 審査項目及び評価基準

評価基準を参照すること。

(4) 候補者の特定方法

審査委員会において、(3)の審査及び評価により、各委員の評価点の合計を加算し順位を付け、最も評価点の高い者を、審査委員会の合議の上、候補者として特定する。なお、評価点の合計が同点となる者が2者以上あるときは、審査委員会の合議により順位を決定する。

1 1 審査結果の通知

候補者を特定したときは、速やかに企画提案者全者に対し、電子メールにより通知するものとする。

1 2 審査結果の公表

候補者を特定したときは、次の事項を公表するものとする。

(1) 候補者

(2) 提案者全者の審査点（参加者名称は公表しない。）

(3) 候補者の特定理由

(4) 審査の経過及び審査員

1 3 契約に関する基本事項

(1) 契約の締結

受託予定者と当該業務について協議を行い、内容について合意の上、当該業務仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴取し、随意契約の方法により契約を締結する。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の5以上の金額の納付を要する。ただし、五所川原市契約事務規則第33条の規定に該当する場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否

要する。

(4) 支払条件

後払いとする。

1 4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 参加申請及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

- (3) 提出された書類は返還しない。
- (4) 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。
- (5) 市は提出された企画提案書等について、五所川原市情報公開条例（平成 17 年五所川原市条例第 9 号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる。なお、本プロポーザルの候補者特定前において、特定に影響がでる恐れがある情報については特定後の開示とする。

1 5 担当

五所川原市財政部ふるさと未来戦略課企画調整係 担当：古川、夏坂

〒037-8686 青森県五所川原市字布屋町41番地1

電話：0173-35-2111（内線2232、2233）

メールアドレス：kikaku@city.goshogawara.lg.jp